

8月26日は 火山防災の日

桜島（鹿児島県）

火山について
考えてみませんか



ぼるけん

気象庁火山防災
マスコットキャラクター



はれるん

気象庁
マスコットキャラクター



福岡管区気象台

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律 (令和5年法律第60号、令和6年4月1日施行) の概要

- ①避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等（第8条関係）【追加】
- ②登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等（第11条関係）【追加】
- ③迅速かつ的確な情報の伝達等（第12条関係）【追加】
- ④火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等（第30条関係）【追加】
- ⑤火山調査研究推進本部の設置（第31条～第36条関係）【新規】

⑥ 火山防災の日（第37条関係）【新規】

- ・国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日を「火山防災の日」に制定
- ・火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。



「火山防災の日」について

○国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、

8月26日を「火山防災の日」に制定（活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第60号））

・国及び地方公共団体は、火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることを規定

8月26日の由来：明治44年8月26日に、浅間山に日本で最初の火山観測所が設置され観測が始まった日



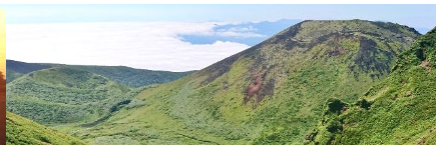
浅間山火山観測所



浅間山追分観測所(後の軽井沢測候所)

当時活発な噴火活動を繰り返していた浅間山に、震災予防調査会*と長野測候所が共同で火山観測所を設置

*1891年に大きな被害を伴った濃尾地震の発生を受け、地震の予防は出来なくても被害を最小限に食い止める方法を研究することは可能であるとして、設置された政府の研究機関



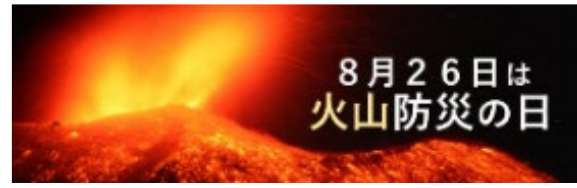
気象庁の主な取組

- ・「火山防災の日」特設サイトの公開
- ・リーフレットやパンフレット、SNS等の充実等

特設サイト



写真集

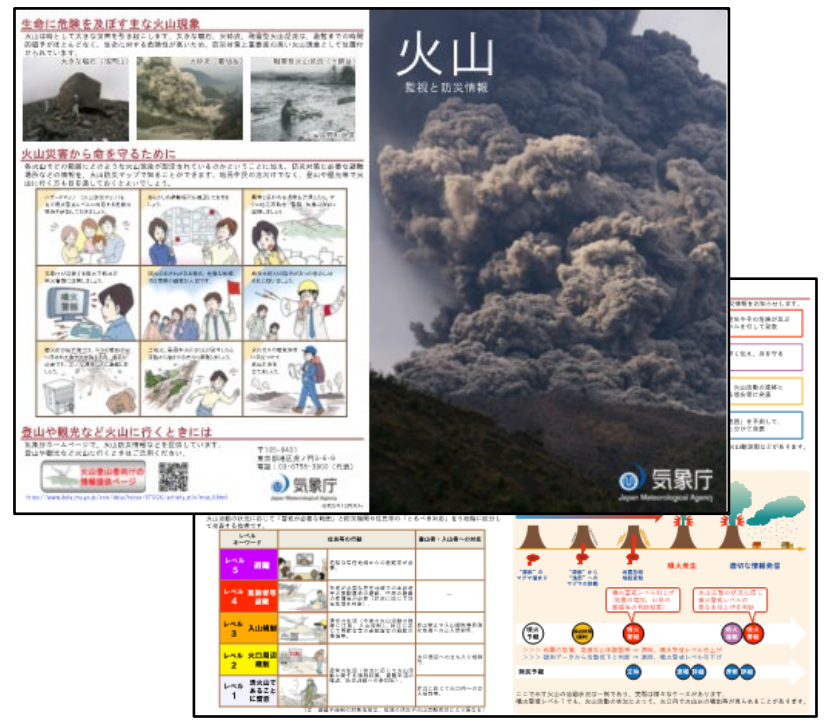


特設バナー

ポスター



X (Twitter) SNS



リーフレット (各省庁とも連携・協力して作成)

eラーニング教材「火山災害から命を守る」

eラーニング教材

火山災害から 命を守る



eラーニング教材は
こちらから



火山災害から命を守るための基本的な知識と取るべき行動を学びます。

難しく考えず、気楽に始めましょう。人数や実施形式に決まりはありません。

好きな時間
ペースで学べる

教材は、すべて気象庁
ホームページで公開しています

一人でも
複数人でも

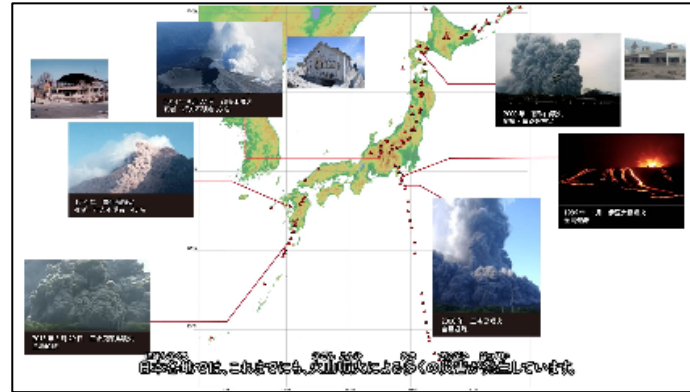
身近な人と一緒に取り組んだり、
授業や研修での利用もできます

専門家や経験者が
いなくても大丈夫

学習の進め方を解説する資料に
沿って進められます

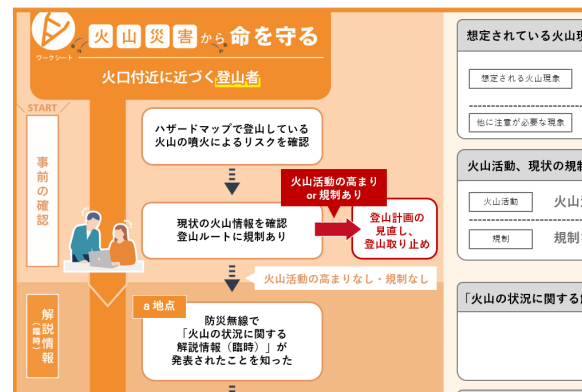
周知広報

リーフレットおよび2分程度の短い動画を制作



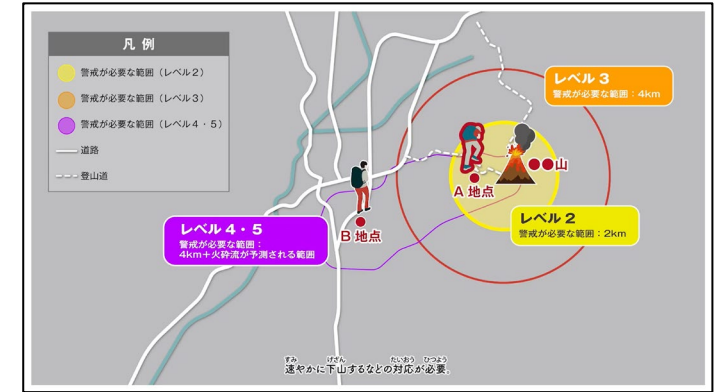
ワークシート編

火山周辺でのリスク等についてワークシート
で整理。動画（20分程度）も公開。



基礎知識編

火山災害に関する知識に加え、気象庁が発表
する情報について、15分程度の動画で解説。



グループワーク教材

グループワークを行うためのスライド教材と、
進行役用シナリオ（読み原稿）を制作。

